

## ○都市計画道路の決定（北九州市決定・大臣同意）

都市計画道路中1・4・44-10号 下関北九州道路を次のように決定する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		延 長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・4・44-10	下関北九州道路	北九州市小倉北区西港町地先(の水面を含む)	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町	約4,100m	嵩上げ式	4車線	19.5m		
	構造形式の内訳		北九州市小倉北区西港町地先(の水面を含む)	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町	約4,100m	嵩上げ式	4車線	19.5m		
			なお、北九州市小倉北区西港町地内にジャンクションを設ける。						(西港ジャンクション)	都市高速道路2号線に接続	
		北九州市小倉北区西港町地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。						(西港インターチェンジ)	起点方向入口 終点方向出口		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理 由

別添理由書のとおり

## ○ 都市計画道路の変更(北九州市決定)

都市計画道路中3・1・44-2号 小倉港線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		延 長	構造形式	車線の数	幅員	
幹 線 街 路	3・1 44-2	小倉港線	北九州市小倉 北区西港町	北九州市小倉 北区 <b>西港町</b> 地先	北九州市小倉 北区西港町	約 2,460m	地表式	4 車線	42.0m	幹線街路と平面 交差 2箇所	
	構造形式の内訳		北九州市小倉 北区西港町	北九州市小倉 北区 <b>西港町</b> 地先	北九州市小倉 北区西港町	約 2,460m	地表式	4 車線	42.0m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理 由

別添理由書のとおり

## 都市計画の案の理由書（北九州市決定）

### 北九州広域都市計画道路を決定する理由

- 1・4・4 4-10号 下関北九州道路
- 3・1・4 4-2号 小倉港線

下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、くらし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、更に、災害時の代替路としての機能・役割を担う道路です。

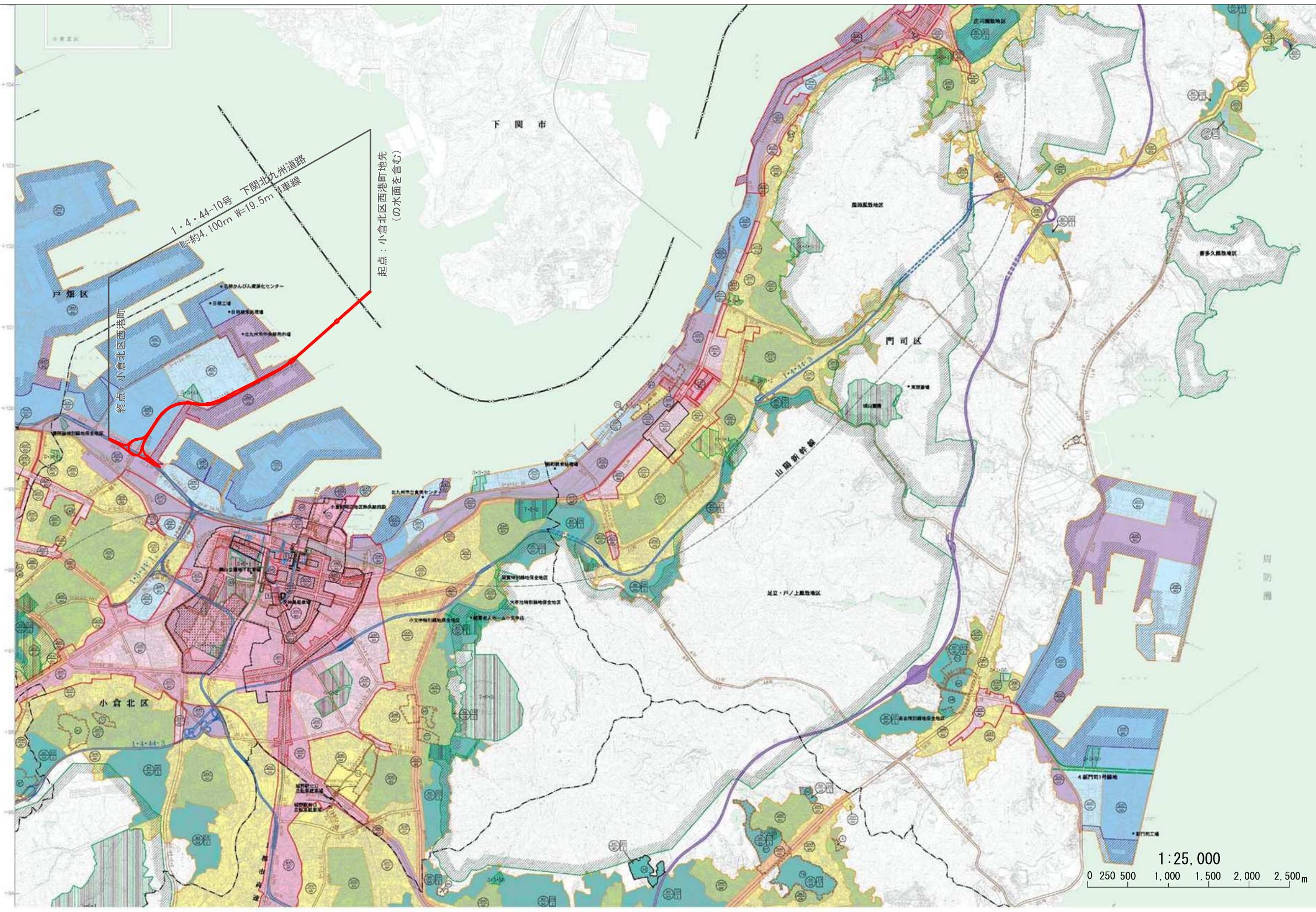
北九州市と下関市を結び、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として北九州広域都市計画道路に追加するものです。

また、下関北九州道路の計画に併せて、高架下の一般道である小倉港線の都市計画変更を行うものです。



北九州広域都市計画 1・4・44-10号 下関北九州道路の決定（北九州市決定・大臣同意）  
総括図 S=1/25,000

凡 例		概 要
都市計画区域		
市街化区域		
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上 1 高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上 2 高さ限度10M以下
第一種住居地域 第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
工業専用地域		
上段 容積率(%) 下段 建ぺい率(%) 上段 高さ限度(M) 下段 外壁後退距離(M)		
地区計画区域		
特別用途地区		
都市再生特別地区		
高度地区		
高度利用地区		
防火地域		
防火地域(集團)		防火地域及び準防火地域を除く市域の全ては、建築基準法第22条の指定区域
準防火地域		
風致地区		建ぺい率40%、高さ限度15M、外壁後退1~2M
駐車場整備地区		
臨港地区		
特別緑地保全地区		
都市計画公園緑地・墓園・その他公共空地		
都市計画道路		
都市高速鉄道		
自動車専用道路		
九州自動車道		
市界		
区界		



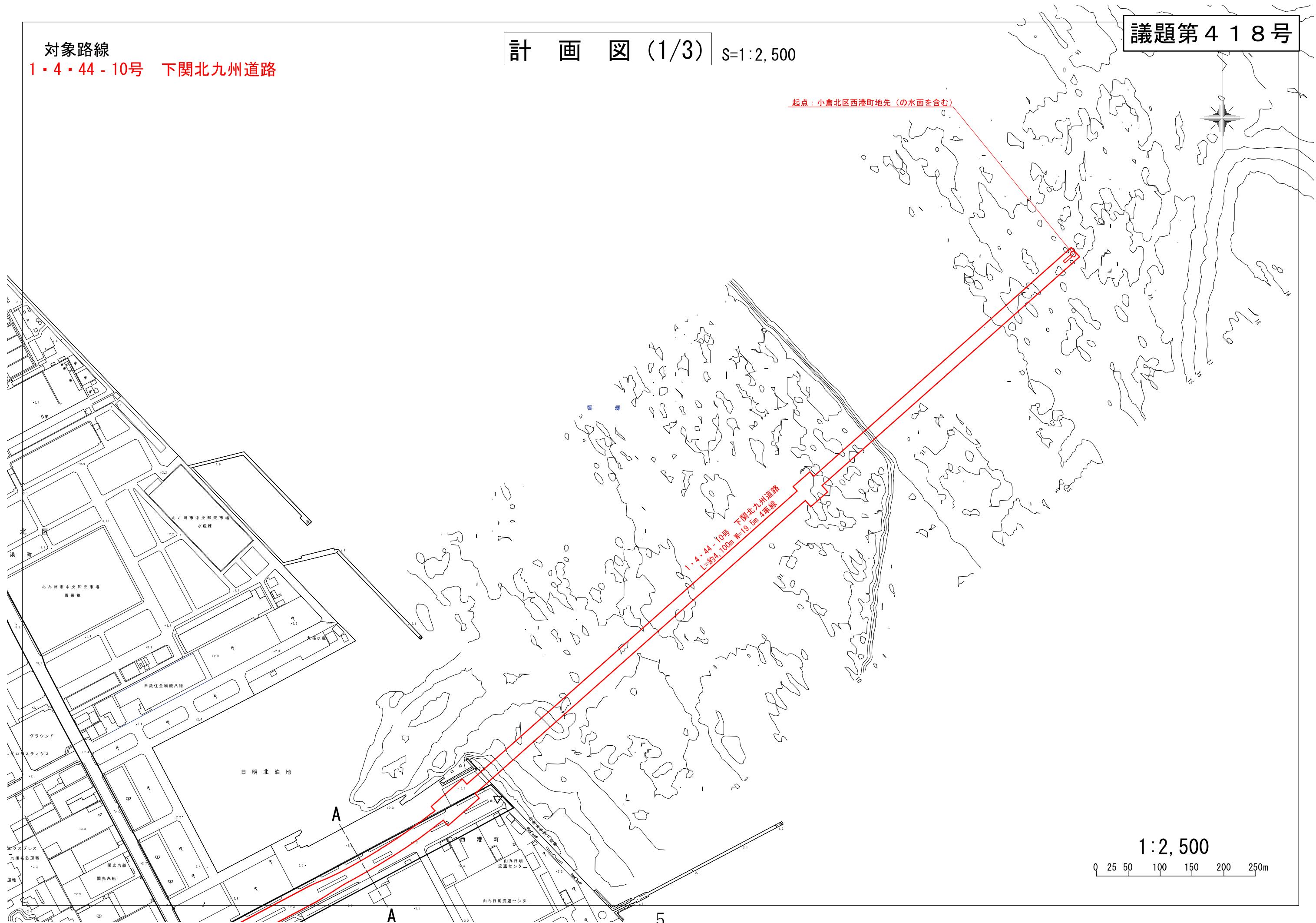
## 計画図(1/3)

S=1:2,500

対象路線

1・4・44-10号 下関北九州道路

起点：小倉北区西港町地先（の水面を含む）

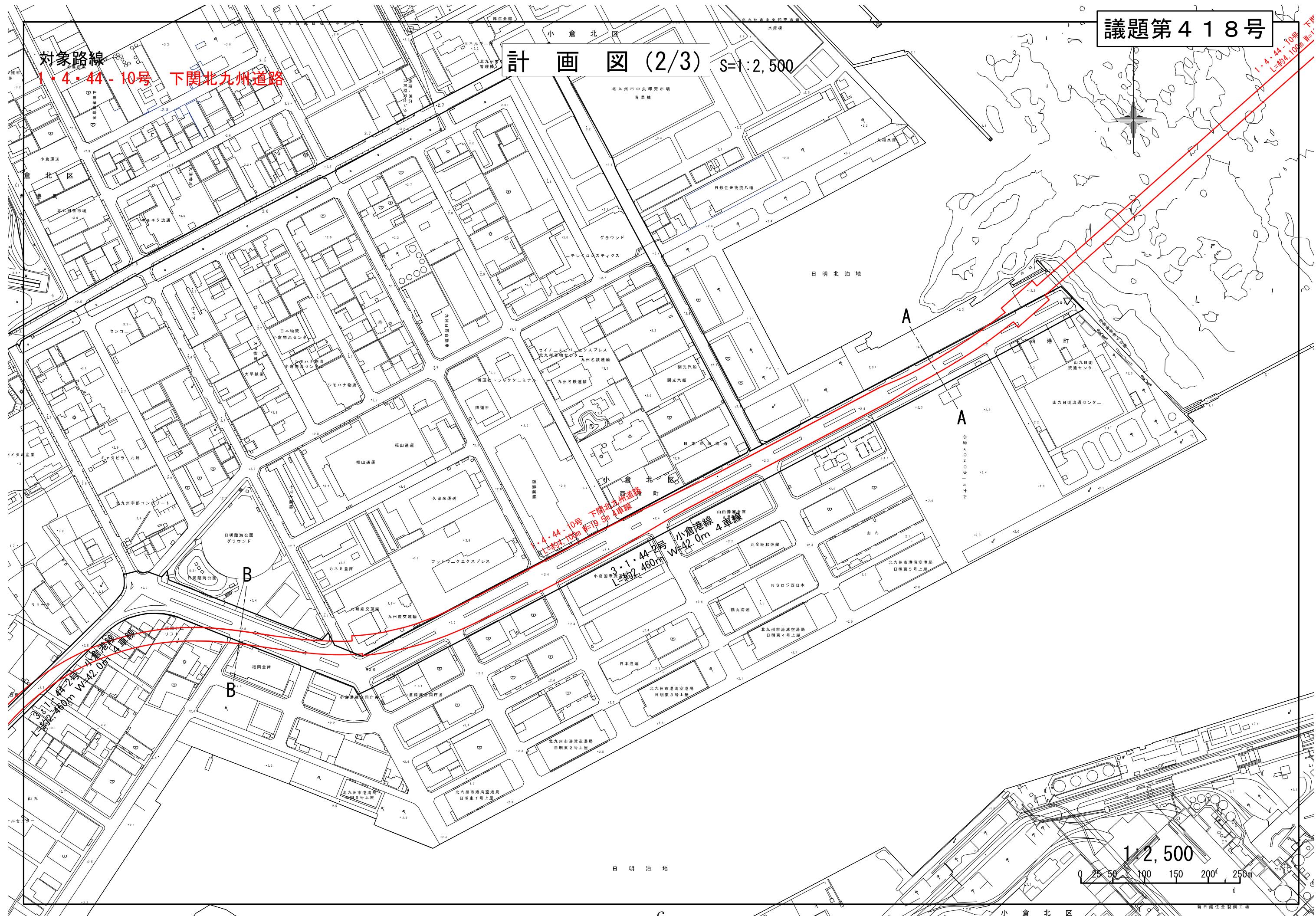
1:2,500  
0 25 50 100 150 200 250m

## 議題第418号

対象路線  
北九州  
1・4・44-10号 下関北九州道路

計画図 (2/3) S=1:2,500

下限  
W=1  
L=34,100m  
 $1 \cdot 4 \cdot 44 \cdot 10$

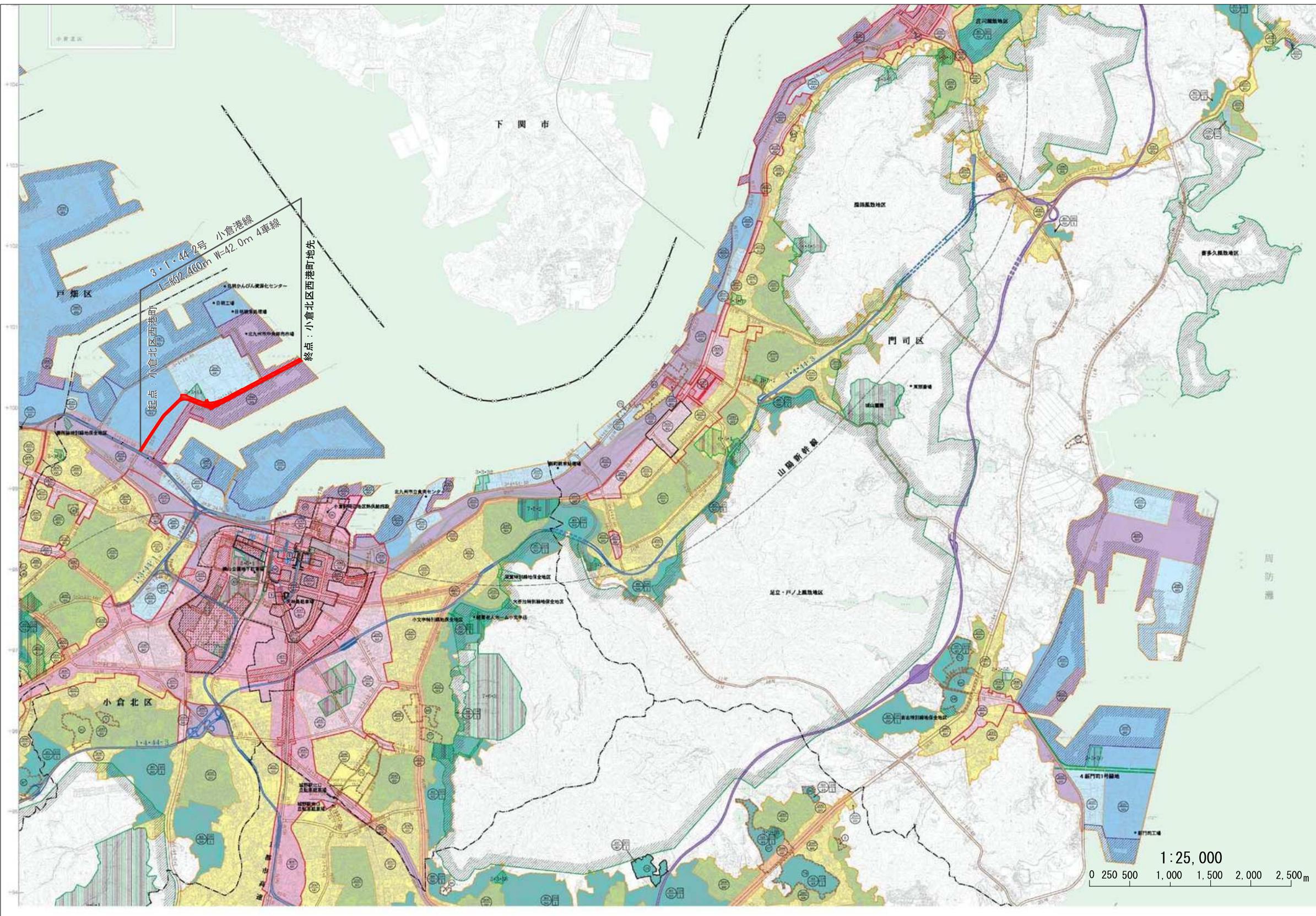






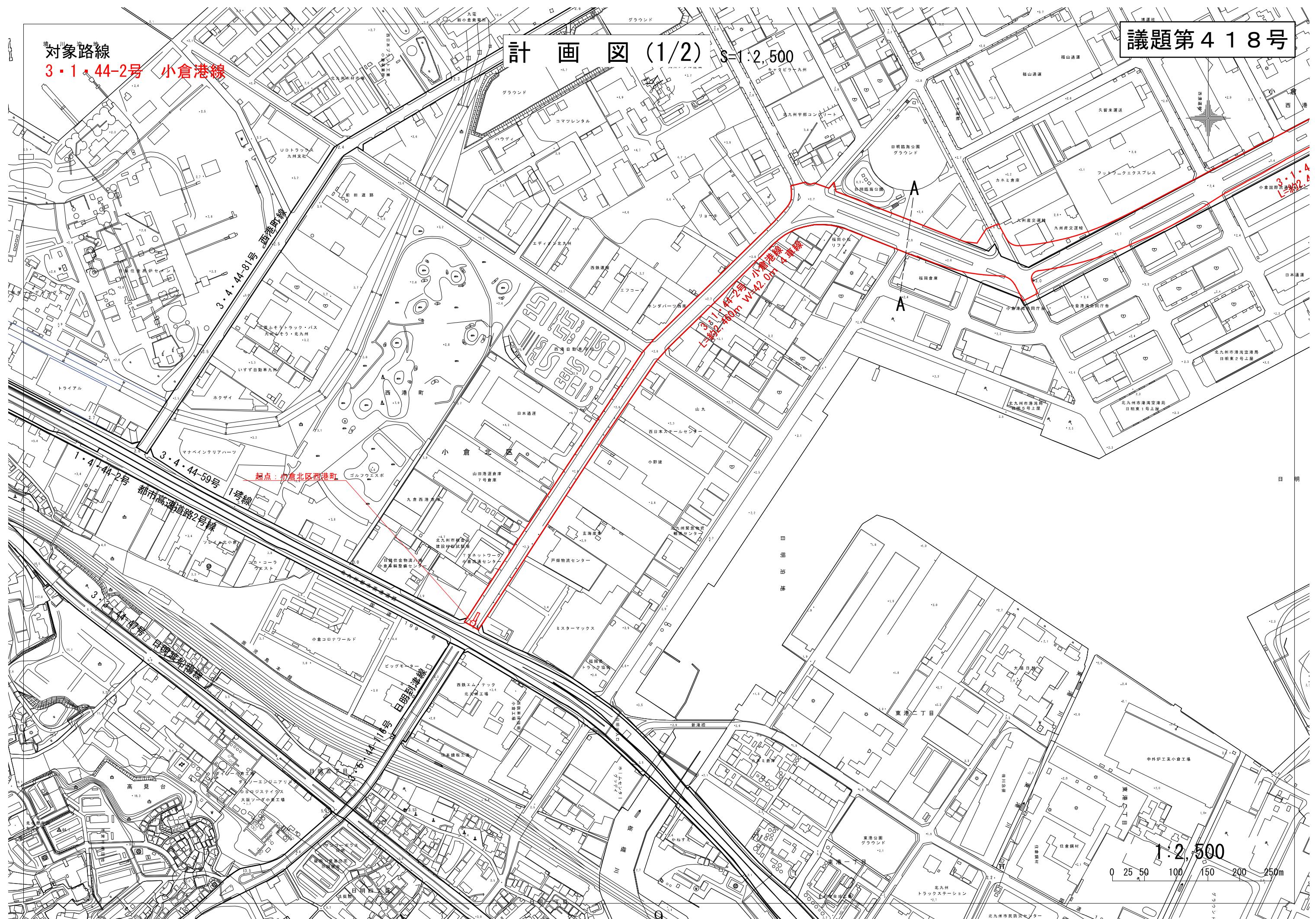
北九州広域都市計画 3・1・44-2号 小倉港線の変更（北九州市決定）  
総括図 S=1/25,000

凡 例		摘 要
都市計画区域		
市街化区域		
用 途 地 域		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域
地 域		高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上 1 高さ限度10M以下 敷地からの外壁後退1M以上 2 高さ限度10M以下
区 域		上段 容積率(%) 下段 建ぺい率(%) 上段 高さの最高限度(M) 下段 外壁の後退距離(M)
地 区 計 画 区 域		
特 別 用 途 地 区		特別工業地区 小倉北区農業振興特別用途地区 スポーツ・レクリエーション地区
都 市 再 生 特 別 地 区		最低限高度地区 12m高度地区
高 度 地 区		
高 度 利 用 地 区		
防 火 地 域		防火地域及び準防火地域を除く市域の全ては、建築基準法第22条の指定区域
防 火 地 域 (集団)		
准 防 火 地 域		建ぺい率40%、高さ限度15M、外壁後退1~2M
風 致 地 区		(1ha未満を除く)
駐 車 場 整 備 地 区		
臨 港 地 区		
特 別 緑 地 保 全 地 区		
都 市 計 画 公 園 緑 地・墓 園・そ の 他 公 共 空 地		
都 市 計 画 道 路		
都 市 高 速 鉄 道		
自 動 車 専 用 道 路		
九 州 自 動 車 道		
市 界		
区 界		



議題第418号

計画図(1/2) S=1:2,500



## 計画図(2/2) S=1:2,500

対象路線  
3・1・44-2号 小倉港線

終点：小倉北区西港町地先

## 議題第418号

## 新旧対照図 (1/2)

# 境川泊地 対象路線

3・1・44-2号 小倉港線

マナベインテリアハーツ  
・4・44-59■

起占・小倉北

議題第418号

新旧対照図 (1/2) S=1:2,500

対象路線  
3・1・44-2号 小倉港線

3・4・44-81号 西港用線

3・4・44-59号 都市高速道路2号線

1・4・44-2号 都市高速道路2号線

起点：小倉北区西港町

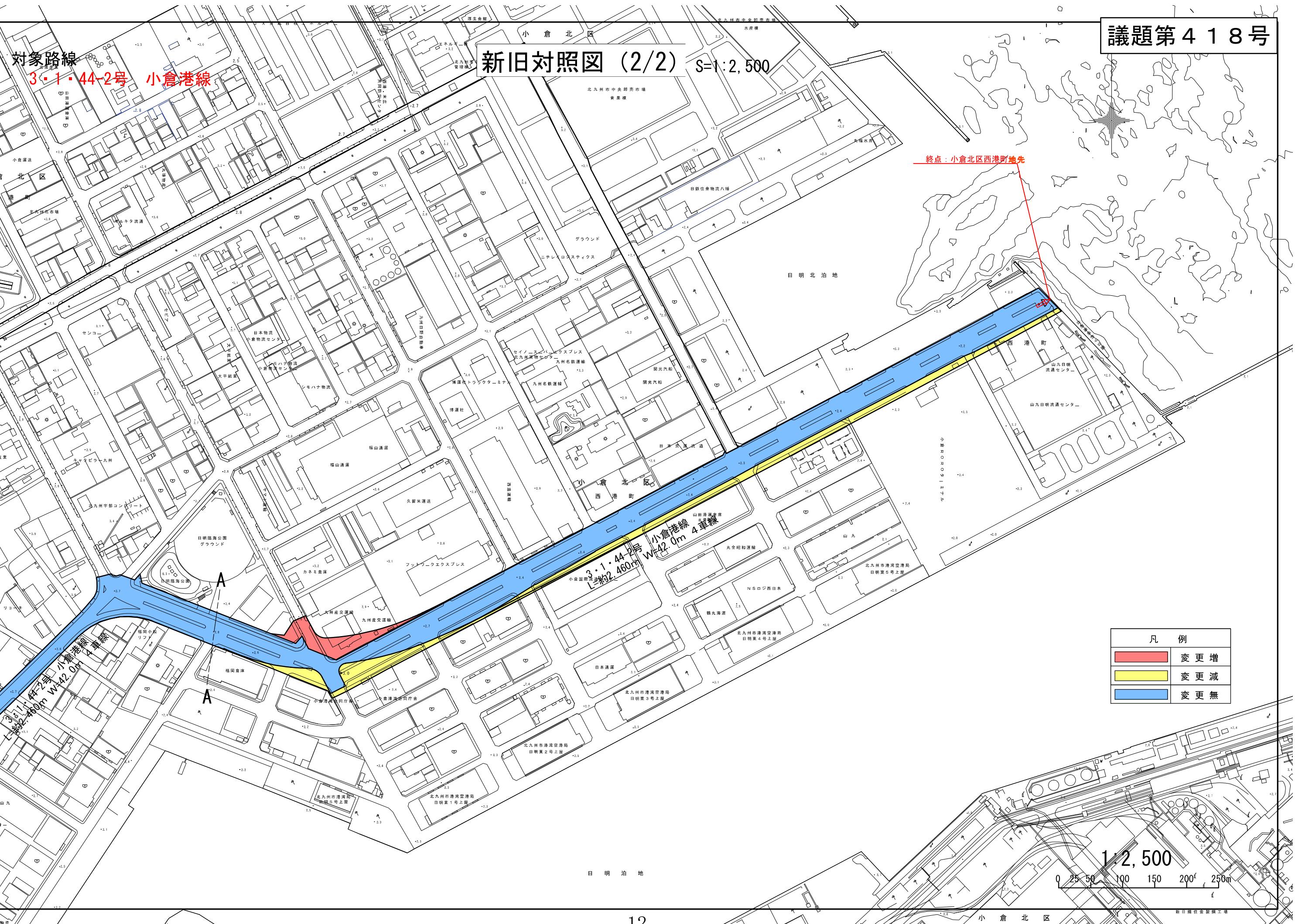
凡例

- 変更増
- 変更減
- 変更無

0 25 50 100 150 200 250m

議題第418号

新旧対照図 (2/2) S=1:2,500



北九州広域都市計画道路の変更(下関北九州道路ほか1線)  
意見書の概要と対応方針

**1. 縦覧期間**

令和6年10月1日(火)～令和6年11月1日(金)

**2. 縦覧者**

1,032名

**3. 意見書の提出**

2名(賛成2件(要望2件))

**4. 意見書の主な内容と対応方針**

内容	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>下関北九州道路の計画区域内に事業所が位置しているため、現在の所在地に極力近い代替地を希望する。</li> <li>説明会で質問した際には、「都市計画決定後に検討する。」と回答を得ているが、現在の所有地付近の代替地、土地がないのであれば日明臨海公園、東港公園を誘致予定地として計画の検討を希望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地測量や代替地の検討は、都市計画決定後になるため、頂いた意見書の内容は、事業主体が決定した際に申し送る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>下関北九州道路の計画区域内に事業所が位置しているため、北州市建設材料試験場や、現在の所在地に極力近い代替地を希望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地測量や代替地の検討は、都市計画決定後になるため、頂いた意見書の内容は、事業主体が決定した際に申し送る。</li> </ul>